選挙公営の手引き

（自動車・ポスター）

日南町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、日南町議会議員選挙及び日南町長選挙において、選挙運動用自動車の使用及び掲示場用ポスターの作成に係る経費の公費適用を受ける場合の手続について記述したものです。

目次

１　選挙公営費制度とは ・・・

１　選挙公営費制度とは

この制度は、日南町議会議員選挙及び日南町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「掲示場用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、日南町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

２　選挙公営費の種類

選挙公営費制度については、日南町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

選挙公営費の対象となるものは以下の２つです。

（１）選挙運動用の自動車の使用経費

（２）掲示場用のポスターの作成経費

３　対象となる候補者

この選挙公営費を利用できる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己の支出となります。

◆町議会議員選挙における供託物没収点

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$$

◆町長選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

４　選挙公営費の限度額

（１）選挙運動用自動車の使用

区分			選挙公営費の対象	選挙公営費の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	１　一般乗用旅客自動車運送業者との契約（ハイヤー・タクシー方式）		使用された各日の料金の合計額（１日について１台に限る）	１日　23,000 円×5 日＝115,000 円	１の契約と２の契約は選択
	２　１以外の契約の場合	①自動車の借入れ契約（レンタル・個人・会社等からの借上げ）	使用された各日の料金の合計額（１日について１台に限る）	１日　10,000 円×5 日＝50,000 円	
		②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	１日　3,000 円×5 日＝15,000 円	
		③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（１日について１人に限る）	１日　10,000 円×5 日＝50,000 円	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー・タクシー方式）とは、道路運送法第３条第１項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送業を経営する者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の選挙公営制度を併用することはできません。

（２）掲示場用ポスターの作成

公営費の額	単価の上限	枚数の上限
（作成単価と①の少ない方の額） × （作成枚数と②の少ない方の枚数）	1,000 円・・・①	83 枚・・・② （ポスター掲示場数＝75 箇所）

【例１】掲示場用ポスター200 枚の作成を 40 万円で契約した場合

１枚当たり作成単価は、400,000 円÷200 枚＝2,000 円になります。この場合は作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、1,000 円×83 枚＝83,000 円　が選挙公営費の対象です。この額を超える分 317,000 円は候補者の支出になります。

【例２】掲示場用ポスター200 枚の作成を 10 万円で契約した場合

１枚当たり作成単価は、100,000 円÷200 枚＝500 円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、500 円×83 枚＝41,500 円　が選挙公営費の対象となります。残りの 117 枚分 58,500 円は候補者の支出になります。

５　諸手続

【１】契約締結と契約届出

選挙公営費の適用を受けようとする候補者は、各業者等との有償契約を締結し、その旨を届出なければなりません。

（１）届出先　　・日南町選挙管理委員会

（２）届出期日　　・契約が立候補届出の前の場合・・・・立候補届出のとき

・契約が立候補届出の後の場合・・・・契約締結後直ちに

（３）添付書類　　・各業者等との契約書の写し

◆　注意

１　「選挙運動用自動車の使用」において、「一般旅客自動車運送業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

２　契約の相手方が生計を１つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

【２】確認申請

下記（１）については、選挙公営費の適用を受ける場合、確認申請が必要です。

（１）確認申請が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料代・・・・金額の制限範囲内であることの確認

・掲示場用ポスターの作成・・・・作成限度枚数（掲示場数）の確認

（２）確認申請の方法

・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

（３）確認申請書の提出先　　日南町選挙管理員会

（４）確認書の交付

・申請に基づき日南町選挙管理委員会から確認書を交付します。

・交付を受けた確認書は直ちに契約業者等に提出してください。

・確認書は契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【３】使用（作成）証明書の交付

上記【１】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【４】費用の請求

選挙公営費に係る費用は、候補者が有償契約をした業者等からの請求に基づき、日南町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、選挙公営費の請求はできません。

（１）請求する際に必要な提出書類

区分			必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）		①請求書【様式第９号（その１）】 ②請求内訳書【様式第９号（その１（別紙１））】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第７号（その１）】
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①請求書【様式第９号（その１）】 ②請求内訳書【様式第９号（その１（別紙２））】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第７号（その１）】
		燃料代	①請求書【様式第９号（その１）】 給油伝票添付（給油年月、自動車登録番号又は車輌番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内容内訳書【様式第９号（その１（別紙２））】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第９号（その２）】 ④自動車燃料代確認書【様式第５号】
		運転手の報酬	①請求書【様式第９号（その１）】 ②請求内訳書【様式第９号（その１（別紙２））】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第７号（その３）】
掲示場用ポスターの作成			①請求書【様式第９号（その３）】 ②請求内訳書【様式第９号（その３（別紙））】 ③掲示場用ポスター作成証明書【様式第８号】 ④掲示場用ポスター作成枚数確認書【様式第６号】

（２）請求書の提出の際の注意

・支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。

・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合があります。ご注意ください。

（３）請求書の提出先

〒６８９－５２９２　　日南町霞８００番地

日南町選挙管理委員会事務局　　電話：0859－82－1111

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ （立候補届出後）	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第７号（その１）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】	
	請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙１））】	

選挙運動用自動車の使用　手続の流れ

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）　※ハイヤー・タクシー方式

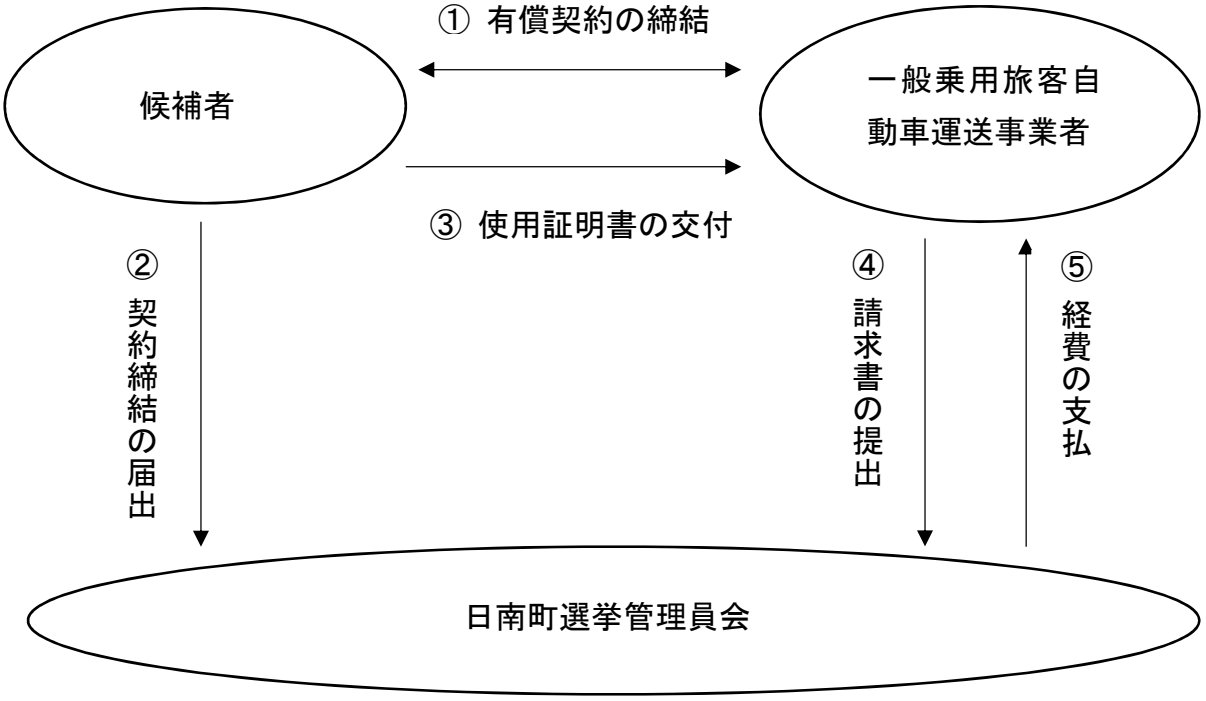

順序	手続	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運送事業者）	選挙運動用自動車運送契約書 （契約に関する書面）［記載例Ｐ18］	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】［記載例Ｐ19］	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第７号（その１）】［記載例Ｐ20］	
④	請求書の提出 （運送事業者⇒町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】［記載例Ｐ21］ ・請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙１））】［記載例Ｐ22］	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町長⇒運送事業者）		

注　１　供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

２　町長に対する上記の請求は、日南町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（レンタル方式）

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ （立候補届出後）	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第７号（その１）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】	
	請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙２））】	

選挙運動用自動車の使用　手続の流れ

（自動車の借入れ）　※レンタル方式

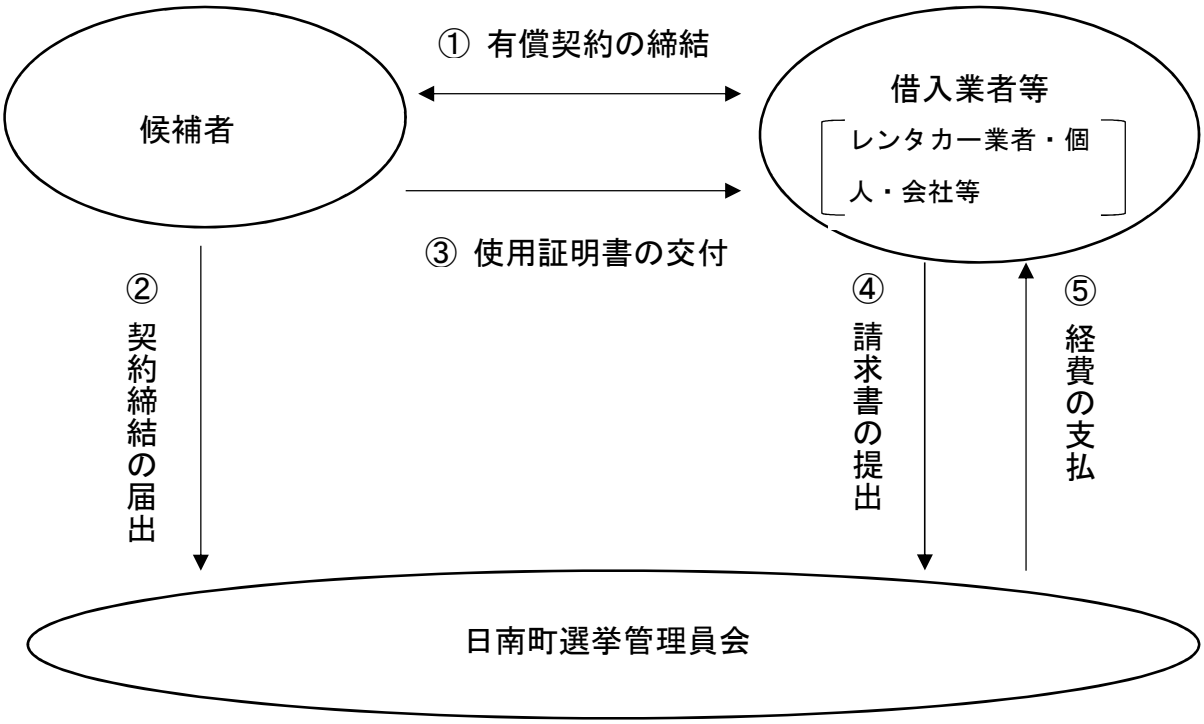

順序	手続	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と借入業者等）	選挙運動用自動車賃貸借契約書 （契約に関する書面）［記載例Ｐ23］	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】［記載例Ｐ19］	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒借入業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第７号（その１）】［記載例Ｐ20］	
④	請求書の提出 （借入業者等⇒町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】［記載例Ｐ21］ ・請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙２））】［記載例Ｐ31］	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町長⇒借入業者等）		

注　１　供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

２　町長に対する上記の請求については、日南町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（レンタル方式）

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ （立候補届出後）	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第３号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第５号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第７号（その２）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】	
	請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙２））】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用　手続の流れ

（燃料代）　※レンタル方式

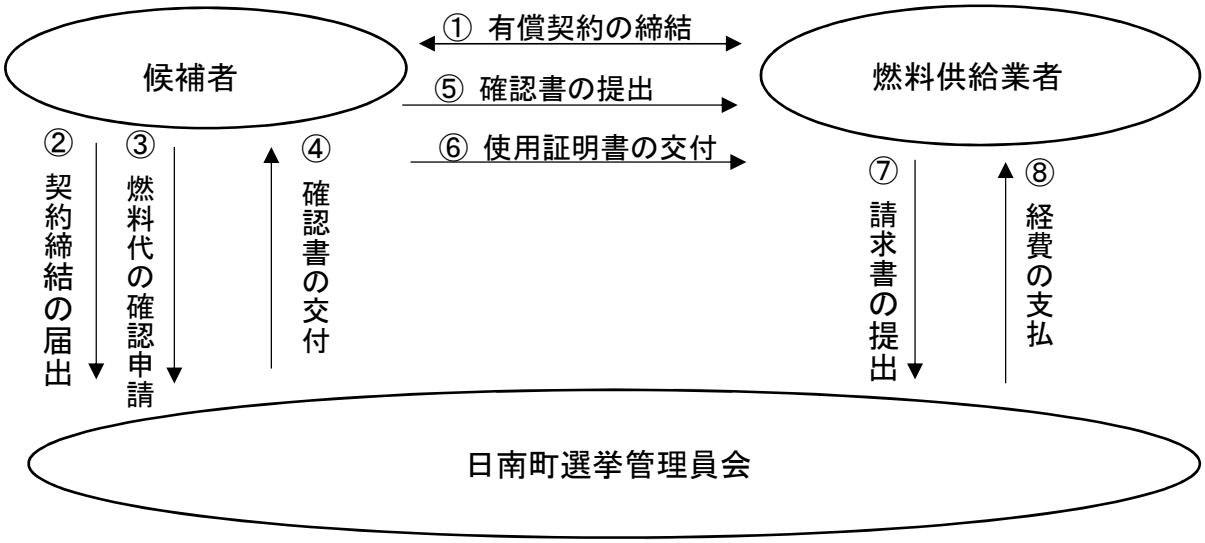

順序	手続	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と燃料供給業者）	選挙運動用自動車燃料供給契約書 （契約に関する書面）［記載例Ｐ24］	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】［記載例Ｐ19］	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第３号】［記載例Ｐ26］	
④	確認書の交付 （町選管⇒候補者）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第５号】［記載例Ｐ27］	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒燃料供給業者）		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 （候補者⇒燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第７号（その２）】［記載例Ｐ29］	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 （燃料供給業者⇒町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】［記載例Ｐ21］ ・請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙２））】［記載例Ｐ31］	・④の確認書 ・⑥の使用証明書 ・給油伝票の写し
⑧	経費の支払 （町長⇒燃料供給業者）		

注　１　供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

２　町長に対する上記の請求については、日南町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手）

（レンタル方式）

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ （立候補届出後）	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第７号（その３）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】	
	請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙２））】	

選挙運動用自動車の使用　手続の流れ

（運転手の雇用）　※レンタル方式

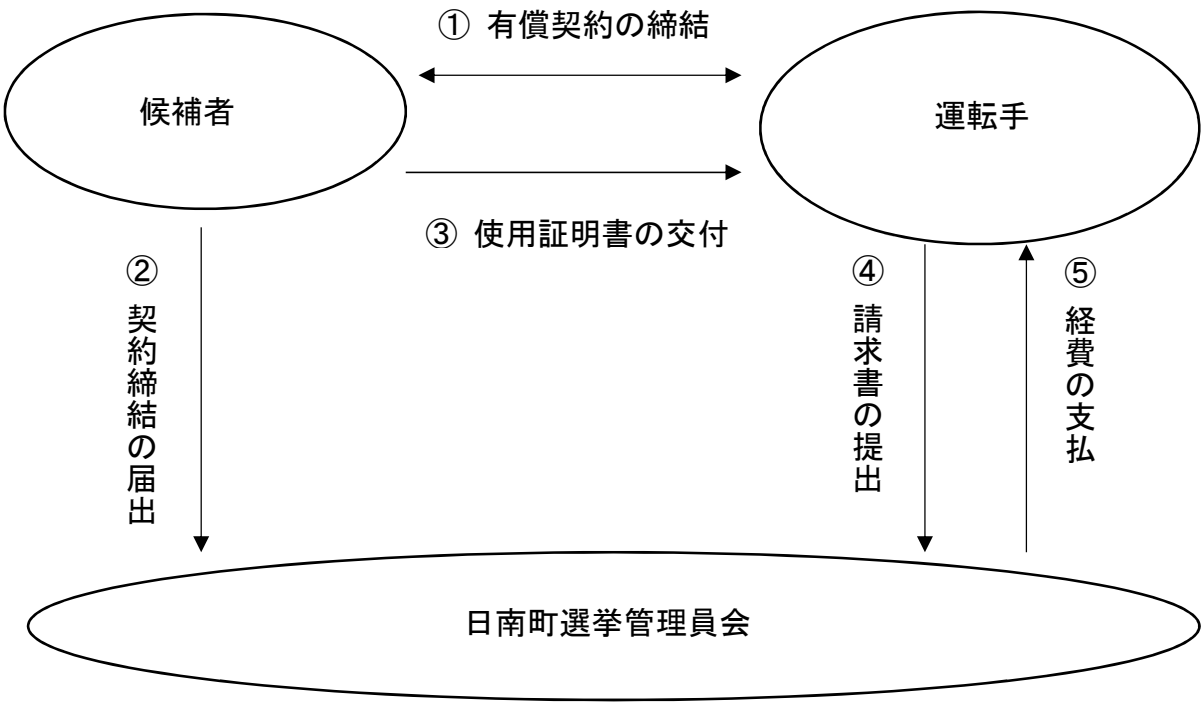

順序	手続	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運転手）	選挙運動用自動車運転契約書 （契約に関する書類）［記載例Ｐ25］	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】［記載例Ｐ19］	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運転手）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第７号（その３）】［記載例Ｐ30］	
④	請求書の提出 （運転手⇒町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第９号（その１）】［記載例Ｐ21］ ・請求内訳書 【様式第９号（その１（別紙２））】［記載例Ｐ31］	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町長⇒運転手）		

注　１　供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

２　町長に対する上記の請求については、日南町選挙管理委員会で受け付けます。

掲示場用ポスターの作成

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ （立候補届出後）	契約書の写し	
	掲示場用ポスター作成契約届出書 【様式第２号】	
請求の前	掲示場用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第４号】	
請求のとき	掲示場用ポスター作成枚数確認書 【様式第６号】	
	掲示場用ポスター作成証明書 【様式第８号】	
	請求書（掲示場用ポスターの作成） 【様式第９号（その３）】	
	請求内訳書 【様式第９号（その３（別紙））】	

掲示場用ポスターの作成　手続の流れ

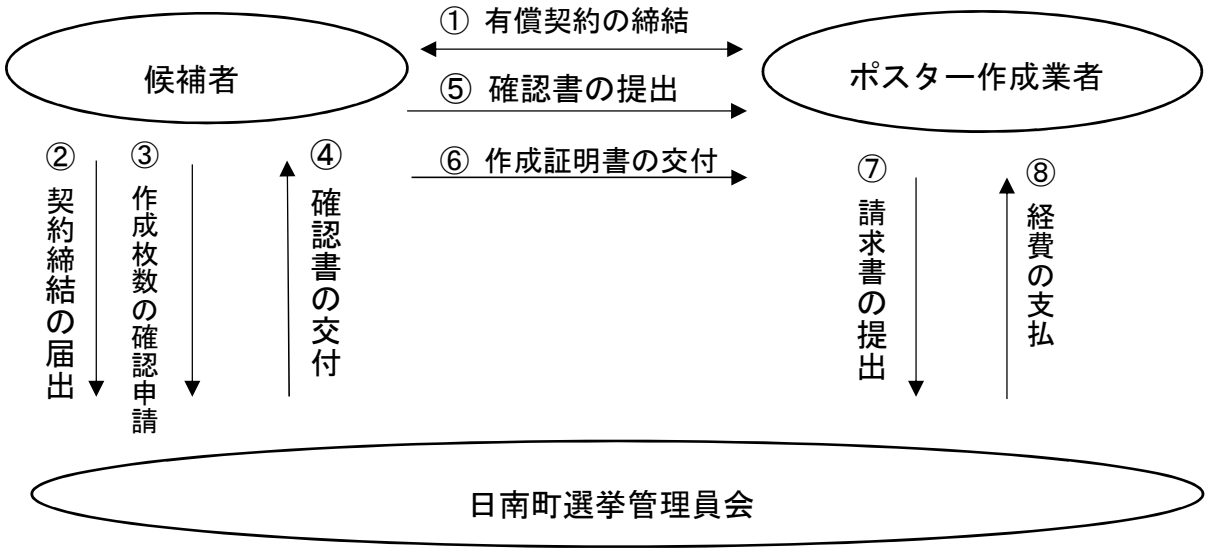

順序	手続	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者とポスター作成業者）	掲示場用ポスター作成契約書 （契約に関する書面）［記載例Ｐ33］	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒町選管）	掲示場用ポスター作成契約届出書 【様式第２号】［記載例Ｐ34］	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 （候補者⇒町選管）	掲示場用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第４号】［記載例Ｐ35］	
④	確認書の交付 （町選管⇒候補者）	掲示場用ポスター作成枚数確認書 【様式第６号】［記載例Ｐ36］	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒ポスター作成業者）	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 （候補者⇒ポスター作成業者）	掲示場用ポスター作成証明書 【様式第８号】［記載例Ｐ37］	
⑦	請求書の提出 （ポスター作成業者⇒町長）	・請求書（掲示場用ポスターの作成） 【様式第９号（その３）】［記載例Ｐ38］ ・請求内訳書 【様式第９号（その３（別紙））】［記載例Ｐ39］	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 （町長⇒ポスター作成業者）		

注　１　供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

２　町長に対する上記の請求については、日南町選挙管理委員会で受け付けます。

６　各種様式（記載例）

（１）選挙運動用自動車関係

Ⅰ　ハイヤー・タクシー方式

ア　選挙運動用自動車運送契約書 …… 18
イ　選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第１号】 …… 19
ウ　選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第７号（その１）】 …… 20
エ　請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第９号（その１）】 …… 21
オ　請求内訳書【様式第９号（その１（別紙１））】 …… 22

Ⅱ　レンタル方式

ア　選挙運動用自動車賃貸借契約書 …… 23
イ　選挙運動用自動車燃料供給契約書 …… 24
ウ　選挙運動用自動車運転契約書 …… 25
エ　選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第１号】 …… 19
オ　選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第３号】 …… 26
カ　選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第５号】 …… 27
キ　選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第７号（その１）】 …… 20
ク　選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第７号（その２）】 …… 28
ケ　選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第７号（その３）】 …… 29
コ　請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第９号（その１）】 …… 21
サ　請求内訳書【様式第９号（その１（別紙２））】 …… 30

（２）掲示場用ポスター関係

ア　掲示場用ポスター作成契約書 …… 32
イ　掲示場用ポスター作成契約届出書【様式第２号】 …… 33
ウ　掲示場用ポスター作成枚数確認申請書【様式第４号】 …… 34
エ　掲示場用ポスター作成枚数確認書【様式第６号】 …… 35
オ　掲示場用ポスター作成証明書【様式第８号】 …… 36
カ　請求書（掲示場用ポスターの作成）【様式第９号（その３）】 …… 37
キ　請求内訳書【様式第９号（その３（別紙））】 …… 38

※　記載例はあくまでも参考であり、記載している金額等も例示です。

収入印紙　印

「長」又は「議会議員」

選挙運動用自動車運送契約書

日南町○選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と　株式会社　○○　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について，次のとおり契約を締結する。

1．自動車の種類　小型乗用自動車

2．車名　○○○○○

3．自動車登録番号又は車両番号　鳥取○○○　わ　○○　○○

消費税を含んだ額

4．契約金額　２５０，０００円(税込み)　（1日当たり　５０，０００　円）

5．期間　令和○年○月○日から令和○年○月○日まで５日間とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

選挙運動期間内とすること

6．請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により日南町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で日南町長に請求するものとする。ただし、供託物が日南町に帰属することになる場合又は日南町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7．その他　この契約に定めるもののほか必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和○年○月○日

契約は告示日前でも可

「長」又は「議会議員」

甲　日南町○選挙候補者

住所・氏名は候補者届出と一致

住　所　○○○○

氏　名　戸籍名を記載　㊞

法人印

乙　住所（所在地）　○○○○

個人の場合は個人

氏名又は名称　法人の名称（個人の場合は個人名）　㊞

代表者氏名（法人の場合）　○○　○○　㊞

法人の代表者印

様式第１号（第２条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

告示日以降の日付

令和〇年〇月〇日

「長」又は「議会議員」

日南町選挙管理委員会委員長　様

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　　選挙

候補者　氏名　　戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

契約書と同一の内容とすること

記

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

ハイヤー・タクシー方式の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金　額	
令和 〇年〇月〇日	日南町〇〇 (株)〇〇　代表取締役　〇〇	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	２５０，０００円	
契約書と同一の内容とすること				

２　１に掲げる場合以外の場合

レンタル方式の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 〇年〇月〇日	日南町〇〇 (株)〇〇　代表取締役　〇〇	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	５０，０００円	
燃料代	令和 〇年〇月〇日	日南町〇〇 (株)〇〇　代表取締役　〇〇	鳥取〇〇〇 わ〇〇―〇〇		140円/ℓ
運転手の雇用	令和 〇年〇月〇日	日南町〇〇 運転者の氏名	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	５０，０００円	

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

４　１の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び２の「契約内容」欄の「契約金額」（「運転手の雇用」を除く。）には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

様式第7号（第５条関係）
その１

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

証明日を記載
（使用の最終日以降の日）

タクシー方式は１、レンタル方式は２に〇

「長」又は「議会議員」

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　　選挙

候補者　氏名　　戸籍名を記載

契約書と同一の内容とすること

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に〇をしてください。）		１　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	
		２　上記に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		日南町〇〇 (株)〇〇　代表取締役　〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 鳥取〇〇〇わ〇〇―〇〇	令和〇年〇月15日	１０，０００円	
小型乗用自動車 鳥取〇〇〇わ〇〇―〇〇	令和〇年〇月16日	１０，０００円	
	年　月　日	円	
	年　月　日	円	
	年　月　日	円	

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が日南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、日南町に支払を請求することはできません。

４　選挙公営費の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

（１）　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　23,000円

（２）　（１）以外の場合　　10,000円

５　「運送等金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、選挙公営費の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

７　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、選挙公営費の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

８　６の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び７の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、日南町に支払を請求することはできません。

様式第９号（第６条関係）
その１

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例第５条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日後の日付であること

令和〇年〇月〇日

法人印

日南町長　　様

氏名又は名称及び住所　日南町〇〇
並びに法人にあっては　(株)〇〇
その代表者の氏名　代表取締役　〇〇　㊞

法人の代表者印

選挙公営費の限度額以下であること

記

「長」又は「議会議員」

１　請求金額　１１５，０００円
２　内　　訳　別紙請求内訳書のとおり
３　選　　挙　令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　選挙
４　候補者の氏名　戸籍名を記載
５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	１１１１	支店コード	１１１
預金種別	普通	口座番号	１２３４５６７
ふりがな	カブシキガイシャマルマル		
口座名	(株)〇〇		

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第７号）第 13 条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第１項第４号若しくは第 36 条の 18 第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
２　候補者が供託物を没収された場合には、日南町に支払を請求することはできません。
３　燃料代の請求は、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
４　「請求金額」には、消費税等を含めた金額を記載してください。

様式第９号（第６条関係）

その１（別紙１）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送業者との契約により自動車を使用した場合）

選挙運動期間のみ

契約書と同一の内容とすること

候補者氏名　　戸籍名を記載

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請　求　金　額	備考
令和〇年〇月 15 日	50,000 円×１台＝ 50,000 円	23,000 円×１台＝ 23,000 円	23,000 円	
令和〇年〇月 16 日	50,000 円×１台＝ 50,000 円	23,000 円×１台＝ 23,000 円	23,000 円	
令和〇年〇月 17 日	50,000 円×１台＝ 50,000 円	23,000 円×１台＝ 23,000 円	23,000 円	
令和〇年〇月 18 日	50,000 円×１台＝ 50,000 円	23,000 円×１台＝ 23,000 円	23,000 円	
令和〇年〇月 19 日	50,000 円×１台＝ 50,000 円	23,000 円×１台＝ 23,000 円	23,000 円	
計			115,000 円	

備考

１　（ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

２　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

「長」又は「議会議員」

選挙運動用自動車賃貸借契約書

日南町○選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と

株式会社　○○　（以下「乙」という。）は、選挙運動用車両の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1．自動車の種類　小型乗用自動車

2．車名　○○○○○○○

3．自動車登録番号又は車両番号　鳥取○○○　わ　○○　○○

消費税を含んだ額

4．契約金額　５０，０００　円（税込み）（１日あたり　１０，０００　円）

5．期間　令和○年○月○日から令和○年○月○日までの５日間とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

選挙運動期間内であること

6．請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項又は第２項の規定により日南町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で日南町長に請求するものとする。ただし、供託物が日南町に帰属することになる場合又は日南町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7．その他　この契約に定めるもののほか必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和○年○月○日

契約は告示日前でも可

「長」又は「議会議員」

甲　日南町○選挙候補者

住所・氏名は候補者届出と一致

住　所　○○○○

氏　名　戸籍名を記載　㊞

乙　住所（所在地）　○○○○

法人印

個人の場合は個人印

氏名又は名称　法人の名称（個人の場合は個人名）　㊞

代表者氏名（法人の場合）　○○　○○　㊞

法人の代表者印

「長」又は「議会議員」

選挙運動用自動車燃料供給契約書

日南町〇選挙候補者＿＿戸籍名を記載＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と

＿株式会社　〇〇＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、自動車燃料の売買について、

て、次のとおり契約を締結する。

1．自動車の種類　小型乗用自動車

2．車名　〇〇〇〇〇〇〇

3．自動車登録番号又は車両番号　鳥取〇〇〇　わ　〇〇　〇〇

4．契約金額　単価１ℓ当たり税込み　１７０　円とし，契約期間中の供給総量総量に単価を乗じて得た金額とする。

5．期間　令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの５日間とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

選挙運動期間内であること

6．請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項又は第２項の規定により日南町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で日南町長に請求するものとする。ただし、供託物が日南町に帰属することになる場合又は日南町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7．その他　この契約に定めるもののほか必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和〇年〇月〇日

契約は告示日前でも可

「長」又は「議会議員」

甲　日南町〇選挙候補者

住所・氏名は候補者届出と一致

住　所　〇〇〇〇

氏　名　戸籍名を記載　㊞

乙　住所（所在地）　〇〇〇〇

法人印

個人の場合は個人印

氏名又は名称　法人の名称（個人の場合は個人名）　㊞

代表者氏名（法人の場合）　〇〇　〇〇　㊞

法人の代表者印

「長」又は「議会議員」

選挙運動用自動車運転契約書

日南町〇選挙候補者　戸籍名を記載　（以下「甲」という。）と

運転手の氏名を記載　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

1．自動車の種類　小型乗用自動車

2．車名　〇〇〇〇〇〇〇

3．自動車登録番号又は車両番号　鳥取〇〇〇　わ　〇〇　〇〇

4．契約金額　１日当たり１０，０００円とし，この額に契約期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

5．期間　令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの５日間　とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

選挙運動期間内であること

6．請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項又は第２項の規定により日南町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で日南町長に請求するものとする。ただし、供託物が日南町に帰属することになる場合又は日南町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7．その他　この契約に定めるもののほか必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和〇年〇月〇日

契約は告示日前でも可

「長」又は「議会議員」

甲　日南町〇選挙候補者

住所・氏名は候補者届出と一致

住　所　〇〇〇〇

氏　名　戸籍名を記載　印

乙　住　所　〇〇〇〇

氏　名　運転手の氏名を記載　印

様式第3号（第３条関係）

告示日以降の日付

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和〇年〇月〇日

日南町選挙管理委員会委員長　　様

「長」又は「議会議員」

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　選挙
候補者　氏名　　戸籍名を記載

次の選挙運動用自動車燃料代につき、日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例第５条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約書と同一の内容とすること

1　契約年月日　　令和〇年〇月〇日

2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
日南町〇〇　(株)〇〇　代表取締役〇〇

3　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
小型乗用自動車　鳥取〇〇〇　わ　〇〇―〇〇

4　確認申請金額　　３，０００　円

金額は一致する

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（ａ）	０円	０円
今回の購入金額（ｂ）	３，０００円	３，０００円
燃料代計（ａ）＋（ｂ）	３，０００円	３，０００円
備考	円	円

備考

1　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から日南町選挙管理委員会に提出してください。

2　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について選挙公営費の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4　「購入金額」及び「左のうち確認済又は確認申請金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

5　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

6　選挙公営費の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第5号（第３条関係）

確認番号第　　号

選挙運動用自動車燃料代確認書

令和〇年〇月〇日

日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例第５条第２号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

日南町選挙管理委員会委員長　　〇〇　〇〇　　印

記

１　令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　選挙

２　候補者の氏名　〇〇　〇〇

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

小型乗用自動車　鳥取〇〇〇　わ　〇〇―〇〇

４　確認金額　２，９７５　円

備考

１　この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、日南町に支払を請求することはできません。

４　「確認金額」には、消費税等が含まれています。

様式第7号（第５条関係）
その２

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

証明日を記載
（使用の最終日以降の日）

「長」又は「議会議員」

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　選挙

候補者　氏名　　戸籍名を記載

契約書と同一の内容とすること

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		日南町〇〇 (株)〇〇 代表取締役　〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	当該自動車の走行距離計に表示された走行距離数
令和〇年〇月〇日	鳥取〇〇〇わ〇〇―〇〇	１０リットル	１，７００円	５０００ｋｍ
令和〇年〇月〇日	鳥取〇〇〇わ〇〇―〇〇	7.5リットル	１，２７５円	５２２５ｋｍ
年　月　日		リットル	円	
年　月　日		リットル	円	
年　月　日		リットル	円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4　「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計（当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。）に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。

5　燃料供給業者が日南町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

6　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、日南町に支払を請求することはできません。

7　「燃料供給金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

8　選挙公営費の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

9　選挙公営費の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第7号（第５条関係）
その３

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

「長」又は「議会議員」

証明日を記載
（使用の最終日以降の日）

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　選挙

候補者　氏名　　戸籍名を記載

契約書と同一の内容とすること

記

運転手の氏名	〇〇　〇〇	
運転手の住所	日南町〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和〇年〇月１５日	１０，０００円	
令和〇年〇月１６日	１０，０００円	
令和〇年〇月１７日	１０，０００円	
令和〇年〇月１８日	１０，０００円	
令和〇年〇月１９日	１０，０００円	
年　月　日	円	
年　月　日	円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2　運転手が日南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、日南町に支払を請求することはできません。

4　選挙公営費の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、１日を通じて10,000円までです。

5　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、選挙公営費の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

6　候補者の指定した運転手以外の運転手は、日南町に支払を請求することはできません。

様式第９号（第６条関係）

その１（別紙２）

選挙運動期間のみ記載

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名　　戸籍名を記載

（１）　自動車の借入れ　　契約書と一致

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備　考
令和〇年〇月 15 日	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 16 日	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 17 日	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 18 日	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 19 日	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円×１台＝10,000 円	10,000 円	
計			50,000 円	

請求書の請求金額と一致

備考

１　（ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

２　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

（２）　燃料代　　使用証明書(燃料)の内容を記載

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備　考
令和〇年〇月〇日	鳥取〇〇〇 わ〇〇―〇〇	170 円×10ℓ＝1,700 円			
令和〇年〇月〇日	鳥取〇〇〇 わ〇〇―〇〇	170 円×7.5ℓ＝1,275 円			
年　月　日		円			
年　月　日		円			
年　月　日		円			
計		2,975 円	15,000 円	2,975 円	

請求書の請求金額と一致

備考

１　(ア)欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

２　(イ)の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

３　「請求金額」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

4　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

5　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動期間のみ記載

契約書と一致

（3）　運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請　求　金　額	備　　考
令和〇年〇月 15 日	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 16 日	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 17 日	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 18 日	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
令和〇年〇月 19 日	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
計			50,000 円	

備考　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

収入印紙 印

掲示場用ポスター作成契約書

「長」又は「議会議員」

日南町○選挙候補者 戸籍名を記載 （以下「甲」という。）と

株式会社　○○ （以下「乙」という。）は、掲示場用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1．品　　名　公職選挙法第143条第１項第５号に定めるポスター

2．規　　格　４２ｃｍ×３０ｃｍ

3．数　　量　２００　枚

4．契約金額　２００，０００　円（税込み）　（単価　１，０００　円）

5．納入期限　令和○年○月○日 ← 告示日前でも可能ですが、契約日以降となります

6．請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項又は第２項の規定により日南町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で日南町長に請求するものとする。ただし、供託物が日南町に帰属することになる場合又は日南町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7．そ　の　他　この契約に定めるもののほか必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和○年○月○日

契約は告示日前でも可

「長」又は「議会議員」

甲　日南町○選挙候補者

住　所　○○○○

住所・氏名は候補者届出と一致

氏　名　戸籍名を記載　印

乙　住　所　○○○○

法人印

個人の場合は個人印

氏　名（名称）　法人の名称（個人の場合は個人名）　印

（代表者氏名）　○○　○○　印

法人の代表者印

様式第2号（第２条関係）

掲示場用ポスター作成契約届出書

告示日以降の日付

令和〇年〇月〇日

日南町選挙管理委員会委員長　　様

「長」又は「議会議員」

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　　選挙

候補者　氏名　　戸籍名を記載

次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約書と同一の内容とすること

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備　考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年〇月〇日	日南町〇〇 (株)〇〇 代表取締役　〇〇	２００枚	２００，０００円	

備考

1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

様式第4号（第３条関係）

掲示場用ポスター作成枚数確認申請書

告示日以降の日付

令和〇年〇月〇日

日南町選挙管理委員会委員長　　様

「長」又は「議会議員」

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　　選挙
候補者　氏名　　戸籍名を記載

次の掲示場用ポスター作成枚数につき、日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約書と同一の内容とすること

記

１　契約年月日　　令和〇年〇月〇日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

日南町〇〇

株式会社〇〇

代表取締役　〇〇

ポスター掲示場数（75 箇所）×1.1 枚以内

３　確認申請枚数　83　枚

枚数は一致します

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（ａ）	０枚	０枚
今回の枚数（ｂ）	２００枚	８３枚
枚数計（ａ）＋（ｂ）	２００枚	８３枚
備考		

備考

１　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から日南町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、ポスター作成枚数について選挙公営費の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第6号（第３条関係）

確認番号第　　号

掲示場用ポスター作成枚数確認書

令和〇年〇月〇日

日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例第9条の規定に基づき、次の掲示場用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

日南町選挙管理委員会委員長　〇〇　〇〇　　印

記

１　令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　選挙

２　候補者の氏名　　〇〇　〇〇

３　確認枚数　　８３　枚

備考

１　この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、掲示場用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日南町に支払を請求することはできません。

様式第8号（第５条関係）

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

納期後かつ告示日以降の日付

「長」又は「議会議員」

令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　　選挙

候補者　氏名　　戸籍名を記載

記

契約書と同一の内容とすること

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	日南町〇〇 (株)〇〇 代表取締役　〇〇
作成枚数	２００枚
作成金額	２００，０００円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×1.1	８３個所

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が日南町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日南町に支払を請求することはできません。

４　「作成金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

５　１人の候補者を通じて選挙公営費の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく選挙公営費の限度額は、次のとおりです。

（１）　枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数×1.1

（２）　限度額

1,000円×確認された作成枚数＝限度額

様式第９号（第６条関係）
その３

請　　求　　書
（掲示場用ポスターの作成）

日南町議会議員及び日南町長の選挙における選挙運動の公営費に関する条例第 9 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日後の日付であること

令和〇年〇月〇日

日南町長　　様

法人印

氏名又は名称及び住所　日南町〇〇
並びに法人にあっては　(株)〇〇
その代表者の氏名　代表取締役〇〇　㊞

法人の代表者印

記

選挙公営費の限度額以下であるこ

「長」又は「議会議員」

1　請 求 金 額　８３，０００　円
2　内　　訳　別紙請求内訳書のとおり
3　選　　挙　令和〇年〇月〇日執行　日南町〇　選挙
4　候補者の氏名　戸籍名を記載
5　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	１２３４５６７
ふりがな	カブシキガイシャマルマル		
口座名	(株)〇〇		

備考
1　この請求書は、候補者から受領した掲示場用ポスター作成枚数確認書、掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
2　候補者が供託物を没収された場合には、日南町に支払を請求することはできません。
3　「請求金額」には、消費税等を含めた金額を記載してください。

様式第９号（第６条関係）
その３（別紙）

請　　求　　内　　訳　　書

（掲示場用ポスターの作成）

選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×1.1	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B＝C	単価 D	枚数 E	金額 D×E＝F	単価 G	枚数 H	金額 G×H＝I	
83	円 1,000	枚 200	円 200,000	円 1,000	枚 83	円 83,000	円 1,000	枚 83	円 83,000	

確認書の確認枚数に一致

備考

１　「ポスター掲示場数」の欄には、掲示場用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２　Ｃ欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

３　Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

４　Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

５　Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

＜参考資料＞

選挙運動費用の公営費制度
Ｑ＆Ａ

日南町選挙管理委員会

このＱ＆Ａは、町長選挙及び町議会議員選挙における選挙運動費用の公営費制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

選挙運動費用の公営費に関するＱ＆Ａ　～目次～

【 １ 共通 】
１　「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題ありますか。……42
２　実際に要した費用に関係なく、定額で支出してもらえる制度ですか。 ……42
３　使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書……42
を提出後すぐに行うべきですか。
４　町に提出した関係書類は、情報公開の対象となるのですか。……42
【 ２ 自動車の借入れ 】
１　対象となるのはどのような自動車ですか。……43
２　選挙運動用自動車として２台借りることはできますか。この場合２台とも対象……43
になりますか。
３　選挙運動用自動車として１台、事務所の連絡用に１台借りる予定です。２台とも……43
対象になりますか。
４　レンタカー業者が車両に看板やスピーカーの取付けを行い、その費用を含めて……43
レンタル代金として契約した場合、この代金すべて対象になりますか。
５　選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を……43
選挙公営費として請求できますか。
６　選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れをする場合、契約書に記載する契約……43
期間はどのように記載すればよいですか。
７　月極契約により借り入れた場合、請求の対象となる金額はいくらですか。……44
８　レンタカー業の許可業者以外の者から借りることはできますか。……44
９　レンタカー業の許可業者以外の者から借入れる場合、どの程度の価格で契約……44
すべきですか。
10　親族の車両を借りて使用した場合、契約を締結していれば請求できますか。……44
11　ハイヤー契約（車両借入れ、燃料供給、運転手雇用を一括で契約）を行う場合、……44
申請に当たって注意すべき点を教えてください。
【 ３ 燃料の供給 】
１　選挙運動用自動車に使用した燃料は全て対象となりますか。……45
２　選挙事務所の業務用自動車の燃料も対象となりますか。……45

３　２社のガソリンスタンドで給油した場合、２社とも選挙公営費の請求できますか。‥‥‥45
４　給油を選挙運動期間中に複数回行いますが、給油量・給油金額の記録はどのように‥‥‥45
すればよいですか。
【 ４ 運転手の雇用 】
１　契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車も運転してもらっている場合、‥‥‥‥46
この運転手の雇用費用は全額対象となりますか。
２　選挙運動期間以外の期間を含め運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外‥‥‥‥46
の期間は対象となりますか。
３　選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合、対象となりますか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥46
４　契約した運転手の宿泊代は、対象となりますか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥46
５　法人と運転手派遣契約を結んだ場合、対象となりますか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥46
【 ５ ポスターの作成 】
１　対象となる掲示場用ポスターはどのようなポスターですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥47
２　ポスター作成に関するどのような費用が対象となりますか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥47
３　掲示場用ポスターと併せて選挙運動用葉書も一括して印刷した場合、併せて対象‥‥‥‥47
となりますか。
４　掲示場用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、‥‥‥‥‥47
デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。
５　ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内‥‥‥‥‥‥48
である場合は、契約金額の全額が対象となりますか。
【 ６ 選挙運動用葉書 】
１　選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点はありますか。‥‥‥‥‥‥‥49
２　選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。‥‥‥‥‥‥49
３　通常葉書の作成に要する費用について選挙公営費の対象となりますか。‥‥‥‥‥‥‥49

選挙運動費用の公営費に関するＱ＆Ａ

【１ 共通 】

Ｑ１　「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題ありますか。

Ａ　条例は、あくまで選挙公営費の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。
　しかし、候補者の選挙運動用費用を公費で支出する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるよう適正な契約を行っていただく必要があります。

Ｑ２　実際に要した費用に関係なく、定額で公営費の対象としてもらえる制度ですか。

Ａ　選挙公営制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を支出する制度であり定額ではありません。
　実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額まで選挙公営費として支出しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用が公営費の対象となります。

Ｑ３　使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

Ａ　それぞれの契約履行後に行ってください。
　使用（作成）証明書は、いずれも実際の使用（作成）に基づき作成するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Ｑ４　町に提出した関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

Ａ　町に提出された選挙公営費に関する書類は、すべて情報公開の対象となります。
（印影など一部非公開部分あり）

【２ 自動車の借入れ 】

Ｑ１　対象となるのはどのような自動車ですか。

Ａ　主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者１人につき１台です。

Ｑ２　選挙運動用自動車として２台借りることはできますか。この場合２台とも対象になりますか。

Ａ　選挙公営費の対象は、選挙運動用自動車１台分です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者１人につき１台に限られます。

Ｑ３　選挙運動用自動車として１台、事務所の連絡用に１台借りる予定です。２台とも対象になりますか。

Ａ　選挙公営費の対象は、選挙運動用自動車１台のみです。

Ｑ４　レンタカー業者が車両に看板やスピーカーの取付けを行い、その費用を含めてレンタル代金として契約した場合、この代金すべて対象になりますか。

Ａ　車両本体のみが選挙公営費の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
　車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
　契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要です。

Ｑ５　選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を選挙公営費として請求できますか。

Ａ　選挙公営費の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は選挙公営費の対象外となるため請求できません。
　（無投票の場合は、立候補届出日の１日分が選挙公営費の対象期間です。）

Ｑ６　選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載すればよいですか。

Ａ　契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。
　選挙運動期間の前後を含めて契約する場合、その契約期間を記載することになります。
　選挙公営費の対象期間は、選挙運動用期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は選挙公営費の対象外です。

Ｑ７　月極契約により借り入れた場合、選挙公営費として請求できる金額はいくらですか。

Ａ　１日当たりの借入金額に対し、公費で支出する制度です。契約に当たっては、１日当たりに借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。
　また、レンタカー業者と月極契約する場合、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき契約することになります。
　しかし、「１か月〇〇万円」のような１日当たりの借入金額を設定していない場合は、契約金額を契約日数で除して算出した１日当たりの金額（10,000 円を超える場合は、10,000 円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じて得た金額が対象です。

Ｑ８　レンタカー業の許可業者以外の者から借りることはできますか。

Ａ　制度上、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。
　ア　候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合を除く）からの借入れ
　イ　ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）
　したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Ｑ９　レンタカー業の許可業者以外の者から借入れる場合、どの程度の価格で契約すべきですか。

Ａ　契約金額は、契約当事者間の合意により定められるものです。
　しかし、候補者の選挙運動費用を公費で支出する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10　親族の車両を借りて使用した場合、契約を締結していれば請求できますか。

Ａ　生計を一にする親族から借りる場合は、選挙公営費の対象となりません。
　ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は選挙公営費の対象となります。
　（親族とは、６親等内の血族・配偶者・３親等内の婚族をいいます。）

Q11　ハイヤー契約（車両借入れ、燃料供給、運転手雇用を一括で契約）を行う場合、申請に当たって注意すべき点を教えてください。

Ａ　契約の相手方は、道路運送法第３条第１号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

【３ 燃料の供給 】

Ｑ１　選挙運動用自動車に使用した燃料は全て対象となりますか。

Ａ　選挙運動期間中、選挙運動用自動車１台に給油した燃料代が選挙公営費の対象です。
　ただし、給油した燃料代の総額と限度額（3,000 円に選挙運動期間の日数５日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の額となります。

Ｑ２　選挙事務所の業務用自動車の燃料も対象となりますか。

Ａ　対象になりません。選挙運動用自動車１台の燃料に限ります。

Ｑ３　２社のガソリンスタンドで給油した場合、２社とも選挙公営費として請求できますか。

Ａ　請求できます。
　ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、２社合わせた金額について限度額の範囲内で、選挙公営費の適用を受けることができます。

Ｑ４　給油を選挙運動期間中に複数回行いますが、給油量・給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

Ａ　選挙公営費の請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
　なお給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【４ 運転手の雇用 】

Ｑ１　契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車も運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額対象となりますか。

Ａ　運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が選挙公営費の対象です。
　契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、選挙公営費の対象になりません。

Ｑ２　選挙運動期間以外の期間を含め運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間は対象となりますか。

Ａ　選挙運動期間中の運転のみ選挙公営費の対象です。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Ｑ３　選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合、対象となりますか。

Ａ　選挙公営費の対象は、１日当たり運転手１人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が選挙公営費の対象となります。同一日に複数の運転手が業務に就く場合、候補者が指定するいずれか１人の運転手のみ選挙公営費の対象となります。

Ｑ４　契約した運転手の宿泊代は、対象となりますか。

Ａ　運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車を運転した場合に、その勤務に対し支払う報酬が選挙公営費の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は選挙公営費の対象となりません。

Ｑ５　法人と運転手派遣契約を結んだ場合、対象となりますか。

Ａ　運転手個人との契約に限り、選挙公営費の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は選挙公営費の対象となりません。

【５ ポスターの作成 】

Ｑ１　対象となる掲示場用ポスターはどのようなポスターですか。

Ａ　公職選挙法第 143 条第１項第５号に規定する「ポスター掲示場に掲示ずるポスター」が選挙公営費の対象です。

Ｑ２　ポスター作成に関するどのような費用が対象となりますか。

Ａ　ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、掲示場用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて選挙公営費の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Ｑ３　掲示場用ポスターと併せて選挙運動用葉書も一括して印刷した場合、併せて対象となりますか。

Ａ　掲示場用ポスターのみが選挙公営費の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Ｑ４　掲示場用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

Ａ　例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスター作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられます。本件のような場合、契約当事者間において合理的に説明できる方法で、選挙公営費の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

このようなことを避けるため、個々に契約することを推奨します。

Ｑ５　ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が対象となりますか。

Ａ　この場合、全額を選挙公営費の対象にできない場合があります。
「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が選挙公営費の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度額が定められています。
選挙公営費の限度額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

（例）
ア　条例の限度枚数　８３枚　　イ　条例の限度単価　１，０００円
ウ　実際の作成枚数　１００枚　　エ　実際の作成単価　８３０円

【 正しい計算方法 】
・（対象枚数）⇒　条例の限度枚数（ア）と実際の作成枚数（ウ）を比較
少ない方　⇒　８３枚（Ａ）
・（対象単価）⇒　条例の限度単価（イ）と実際の作成単価（エ）を比較
少ない方　⇒　８３０円（Ｂ）

●枚数、単価のそれぞれ少ないもの同士を掛け合わせる。
８３枚（Ａ）×８３０円（Ｂ）＝６８，８９０円（正しい請求金額）

【 誤った計算方法 】
・「限度枚数（８３枚）×限度単価（１，０００円）＝８３，０００円」を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数（ウ）と実際の作成単価（エ）を掛け合わせて算出した。

×　１００枚（ウ）×８３０円（エ）＝８３，０００円（誤った請求金額）

【 ６ 選挙運動用葉書 】

Ｑ１　選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点はありますか。

Ａ　候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。通常葉書を使用できる枚数は町長選挙の場合２，５００枚、町議会議員選挙の場合は８００枚までと定められています。
　通常葉書の交付は、米子郵便局で葉書の交付を受ける方法、又は手持ちの通常葉書（私製を含む）に米子郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。
　差し出す場合は、直接ポストに入れないで必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて米子郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。
　不明な点は、日南町選挙管理員会までお問い合わせください。

Ｑ２　選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。

Ａ　通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。
　通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Ｑ３　通常葉書の作成に要する費用について選挙公営費の対象となりますか。

Ａ　通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り選挙公営費の対象となっています。
　町長選挙及び町議会議員選挙においては、選挙公営費の対象外です。